

第13回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokyobase.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社T O K Y O B A S E

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- (2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員の監査を受け、監査等委員は取締役に對し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。
- (5) 取締役が当社グループ全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- (6) 代表取締役CEO直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査等委員にも報告され、経営力の強化を図る。
- (7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。

- (3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- (3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- (3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- (4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
- (5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
- (2) 監査等委員補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員の承認を受けなければならない。
- (3) 監査等委員補助者の職務は監査等委員の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

へ、取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員に報告する。
- (2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。
- (3) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ト、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。
- (2) 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

チ、その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会には法令に従い社外監査等委員を含み、対外透明性を確保する。
- (2) 監査等委員は、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
- (4) 監査等委員、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (5) 監査等委員は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

リ、反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社グループは、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

ヌ、業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また常勤監査等委員は、取締役会やその他社内的重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当者により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

会社の支配に関する基本方針

当社グループは、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社グループの事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。

このため、創業以来無配としており、当期の期末配当も引き続き無配とさせていただきます。今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び出店等による事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日)
(至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	409,658	393,658	5,164,990	△100,160	5,868,146
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	216	216			432
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△112,490		△112,490
自 己 株 式 の 取 得				△2,560,000	△2,560,000
自 己 株 式 の 処 分				5,120	5,120
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	216	216	△112,490	△2,554,880	△2,666,938
当連結会計年度末残高	409,874	393,874	5,052,500	△2,655,040	3,201,208

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定		
当連結会計年度期首残高	△540	7,675	5,875,281
当連結会計年度変動額			
新 株 の 発 行			432
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△112,490
自 己 株 式 の 取 得			△2,560,000
自 己 株 式 の 処 分			5,120
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額（純額）	8,731	1,850	10,581
当連結会計年度変動額合計	8,731	1,850	△2,656,357
当連結会計年度末残高	8,190	9,525	3,218,923

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び会社名

- ・連結子会社の数 2 社
- ・連結子会社の名称 TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.
東百国際貿易（上海）有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東百国際貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。TOKYO BASE HONG KONG., Ltd. の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社は、建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く）は定額法を、その他は定率法を採用しております。また、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 5年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

- の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. ポイント引当金 顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 47,662,800株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,879,000株

3. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

II. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

III. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を

織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,605,711千円	2,605,711千円	－千円
(2) 売 掛 金	797,394	797,394	－
(3) 未収還付法人税等	104,579	104,579	－
(4) 差 入 保 証 金	909,376	881,714	△27,662
資 産 計	4,417,061	4,389,398	△27,662
(1) 買 掛 金	1,141,850	1,141,850	－
(2) 未 払 費 用	548,059	548,059	－
(3) 未 払 法 人 税 等	4,222	4,222	－
(4) 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	2,204,573	2,204,810	236
負 債 計	3,898,706	3,898,943	236

(注1) 金融商品の時価等に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

連結貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。ただし、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

4. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	75円44銭
(2) １株当たり当期純損失	2円44銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

6. その他の注記

追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、引き続き一定の経済活動の制限や行動様式の変化がみこまれるため、実店舗売上に影響を受ける状況が続いております。

このような状況を踏まえ、当社グループは、お客様の購買意欲は今後徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことは困難な状況であり、2022年2月期以降も同感染症の拡大の影響が継続するとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、再び大規模な店舗休業を行う必要が生じた場合には、将来において不測の損失が発生する可能性があります。

株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日)
(至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	409,658	393,658	393,658	5,288,083	5,288,083
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	216	216	216		
当 期 純 利 益				102,333	102,333
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	216	216	216	102,333	102,333
当 期 末 残 高	409,874	393,874	393,874	5,390,416	5,390,416

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△100,160	5,991,239	7,675	5,998,914
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		432		432
当 期 純 利 益		102,333		102,333
自 己 株 式 の 取 得	△2,560,000	△2,560,000		△2,560,000
自 己 株 式 の 処 分	5,120	5,120		5,120
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,850	1,850
当 期 変 動 額 合 計	△2,554,880	△2,452,114	1,850	△2,450,264
当 期 末 残 高	△2,655,040	3,539,124	9,525	3,548,649

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- ・ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

- ・ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く）

定額法を採用しております。

その他

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

- 消費税等の会計処理

2. 表示方法変更に関する注記

- 前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

2. 貸借対照表に関する注記

短期金銭債権 174,887千円

関係会社との取引高

売上高 63,539千円

販売費及び一般管理費 206,918千円

営業取引以外の取引による取引高 648千円

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 5,122,418株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	10,416千円
未払社会保険料	1,984千円
ポイント引当金	33,203千円
未払事業税	202千円
未払事業所税	2,619千円
たな卸資産評価損	9,047千円
減価償却超過額	27,649千円
一括償却資産償却超過額	2,898千円
敷金	17,456千円
資産除去債務	2,825千円
減損損失	5,970千円
その他	773千円
繰延税金資産小計	115,046千円
評価性引当金（繰越欠損金以外）	△20,282千円
評価性引当額小計	△20,282千円
繰延税金資産合計	94,764千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,547千円
繰延税金負債合計	△1,547千円
繰延税金資産の純額	93,217千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.	(所有) 直接 100.0%	資金の貸 付及び当 社商品の 販売業務 委託	資金の貸付	50,000	関係会社 長期貸付金	250,000
				当社売上金 の預け (注1)	252,391	関係会社 長期未収入金	252,391
				利息の受取 (注2)	483	流動資産 のその他 (未収収益)	886
	東百国際貿易（上海） 有限公司	(所有) 間接 100.0%	資金の貸 付及び仕 入代金の 立替	資金の貸付	86,000	流動資産 のその他 (短期貸付金)	86,000
				利息の受取 (注2)	164	流動資産 のその他 (未収収益)	113
				仕入代金の 立替 (注3)	498,444	関係会社 未収入金	498,444

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 翌期以降の中国の出店投資を考慮して売上金の回収を留保しているものであります。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 東百国際貿易（上海）有限公司の仕入代金については、当社による立替えにより日本国内の仕入先へ支払しております。なお、商標使用料及び関連諸費用の見合いとして当社から東百国際貿易（上海）有限公司に対してロイヤリティを請求しております。

(2) 役員及び個人株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残 高
主要株 主（個 人）及び その近 親者	鹿島克美	—	—	会社役員	(被所有) 直接11.11%	—	自己株式 の取得	2,560,000	—	—

(注) 2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) の方法により取得しており、取引価格は2020年11月13日の終値によるものであります。この結果、鹿島克美氏は関連当事者に該当しなくなりました。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、当該自己株式を取得する直前の割合を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 83円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円22銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表「追加情報（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。